

# 研究所改革検討委員会に対する 諮問事項に関する意見書

法 学 研 究 所

## 【頭註】

以下は、平成19年度に設置された研究所改革検討委員会に対して提出した意見書である。法学研究所の現状と課題について検討したものであり、資料として掲載することとした。

本意見書は、法学研究所長木原正雄の原案をたたき台とし、法学研究所運営委員会での意見等を反映させたものである。なお、掲載に当たり必要最小限の補正を行った。

## はじめに

第1回研究所改革検討委員会で学長より説明を受けた趣旨からすれば、研究所の再編に関わる問題を議論するには、「まず財政の効率化ありき」であってはならない。あくまでも「知的財産・研究成果の共有のために何が必要か」の観点からの議論でなければならない。

この点を基本としてふまえつつ、以下、論点ごとに意見を述べることにする。

### 研究所改革検討委員会に対する諮問事項

1. 各研究所の予算と成果の現状
2. 学際的研究の意義と現状
3. 研究所間の連携状況
4. 研究所の再編の必要性と可能性
5. 再編される研究所の組織とその活動のあり方

## 1. 各研究所の予算と成果の現状

法学研究所は、専任教員が中心となって研究班を構成し、研究プロジェクトを推進する「研究部会」と、ロースクール進学、各種資格試験、公務員試験などをめざす学生、卒業生（ともに出身学部を問わない）を指導する「研修部会」が設けられている。

なお、法学研究所は、そもそも「研修部会」を母体として、当初は駿河台に設置されたものである<sup>1</sup>。

### 1-1. 法学研究所の予算

「研修部会」では、受講生から受講料を徴収しているため、附属収入がある。  
平成19年度予算は下記の通りである。

予算単位合計 19,846,020円          附属収入 3,325,000円

したがって、予算ベースでは、16,521,020円分を支出していることになる。  
なお、「研修部会」関係の予算を除いた予算合計は 4,435,300円である。

平成18年度予算は下記の通りである。

予算単位合計 21,679,020円          附属収入 3,325,000円

したがって、予算ベースでは、18,354,020円分支出していることになる。  
なお、「研修部会」関係の予算を除いた予算合計は 4,704,300円である。

### 1-2. 法学研究所「研究部会」の成果

平成19年度の法学研究所「研究部会」は、フランス近代法研究班、基本権の理論と実践研究班<sup>2</sup>、IT教材開発研究班<sup>3</sup>、法学基礎教育研究班の4班で構成され、各々研究を進めているところである。また、法学研究所主催の研究会を2回（5月30日に第27回研究会、7月4日に第28回研究会）開催した。後期にはさらに2回程度の研究会を開催する予定である<sup>4</sup>。

平成18年度は、法学研究所主催の研究会を2回（6月7日に第25回、11月1日に第26回）開催し、その成果は、いずれも大東文化大学法学研究所報第27号（平成19年3月発行）に発表された<sup>5</sup>。なお、研究会の開催にあたっては、開催日時、開催場所、報告者及びテーマを掲示し、学内外を問わず、参加を呼びかけている<sup>6</sup>。

また、公開法律シンポジウム「憲法第九条の改正の是非を問う」（第16回）を同年11月27日に開催した<sup>7</sup>。公開法律シンポジウムは、学外一般市民へも開放されており、法学分野での市民教育を通じて地域連携に大いに寄与している。

さらに、平成17年12月12日に開催した公開法律シンポジウム「郵政民営化でこれから日本はどうなる」（第15回）<sup>8</sup>の内容を、大東文化大学法学研究所報別冊第15号（平成19年3月発行）で公刊した<sup>9</sup>。

### 1-3. 法学研究所「研修部会」の成果

法学研究所「研修部会」では、法職・ロースクール進学対策講座を開講している。

平成19年度の受講生は、1年生59名、2年生16名である。なお、3年生以上は、現在司法試験短答式の可否の発表前で、受講生の募集を継続中である。

平成18年度の受講生は、1年生33名、2年生7名、3年生以上9名であった。

今年度は受講生数が急増しているが、これは、ロースクール進学、各種資格試験、公務員試験などをめざす学生が多数入学したこと、入学直後に学生及び保護者に対して詳細なガイダン

スを複数回行った結果、法律学はいわば「積み上げ型」の学問であり1年次からの基礎的学習の重要性が認識されたことによるものと思われる。

なお、法学研究所「研修部会」の受講者から、平成10年度、11年度、16年度に各1名計3名の司法試験<sup>10</sup>合格者を輩出している。

## 2. 学際的研究の意義と現状

「学際的研究」は、一般的・抽象的には研究の発展にとって極めて有益なものである。しかし、「学際」の意味、「学際的研究」の必要性とその程度、「学際的研究」の成果とその共有可能性、手段など、各々の研究領域・分野において事情も異なるであろう。

### 2-1. 「学際」の意味

まず、ひとつの「学」の範囲・領域をどのように設定して議論するかが問題になり得る。例えば、ひとつの「学」を「人文科学」「経済学」「経営学」「語学」「法学」「政治学」などとして議論するのか（本学における各研究所単位に近いものを想定する。以下、「議論①」という。）、「憲法学」「民法学」「刑法学」「行政法学」等として議論するのか（各学会単位に近いものを想定する。以下、「議論②」という。）、によっても状況が異なると思われる。すなわち、前者では、各研究所間の連携が議論されるのに対し、後者では、まず研究所内の共同研究プロジェクトが議論されることになる。

### 2-2. 「学際的研究」の必要性とその程度

基礎法学の研究領域・分野では、議論①における「学際的研究」の必要性も比較的高いであろう。すでに「法学」と「哲学」、「社会学」、「経済学」などとの学際的研究が進んでおり、それぞれ法哲学、法社会学、法と経済学としてひとつの研究領域・分野を構成している。なお、法哲学と法社会学は、法律学科の専門教育科目の学科目であり、日本法哲学会と日本法社会学会はメジャーな学会となっている。

これに対し、実定法学の研究領域・分野では、議論②における「学際的研究」の必要性の方がより高いであろう。実定法学の研究領域・分野では、各実定法学が独自の基本原理と体系を有するために、それら相互の重なり合う部分についての研究がまず行われることが必要だからである。例えば、環境法学は、「憲法学」からは人権論というアプローチで、「民法学」からは主として不法行為法というアプローチで、「行政法学」からは規制行政というアプローチで研究が進められ、現在ではひとつの研究領域・分野となっている<sup>11</sup>。実定法学の研究領域・分野では、議論②における「学際的研究」が成果をあげた後に、議論①における「学際的研究」が必要になることになろう。

### 2-3. 「学際的研究」の現状

法学研究所「研究部会」の各研究班は、いずれも議論①または②における「学際的研究」を行っている。

フランス近代法研究班は、フィリップ・サニャック著「フランス革命における民事立法」の翻訳を進めているが、研究員のうち、貴田晃准教授は平成18年度までは文学部の所属、瓜生洋一教授は政治学科の所属であり、議論①における「学際的研究」を行っており、他方で専任研究員も「商法学」「民事訴訟法学」などを主たる研究領域・分野にしていることから、議論②における「学際的研究」を行っている。

基本権の理論と実践研究班は、専任研究員が「法哲学」「国際法学」「憲法学」「行政法学」を主たる研究領域・分野にしており、議論②における「学際的研究」を行っている。

IT教材開発研究班と法学基礎教育研究班は、さまざまな実定法学を研究領域・分野にする多数の専任研究員を中心に構成されており、議論②における「学際的研究」を行っている。

これらの各研究班は固定されたものではなく、2年ごとに必要に応じて更新されている。

なお、平成14年12月20日に開催した公開法律シンポジウム「モデル小説とプライバシー～柳美里「石に泳ぐ魚」事件を素材として～」(第12回)では、文学からのアプローチを試みるために渡邊澄子氏(本学名誉教授)にも講師として参加をねがった<sup>12</sup>。

### 2-4. 「学際的研究」の成果とその共有可能性、手段など

法学研究所「研究部会」の各研究班は、各々の研究活動のほか、法学研究所主催の研究会での報告、大東法学や大東文化大学法学研究所報などへの発表など、すでに議論①または②における「学際的研究」の成果を「目に見えるかたち」であげている<sup>13</sup>。そして、これらの成果は、公刊された論文等を参照することによって、現状でも十分に共有可能である。

## 3. 研究所間の連携状況

法学研究所では、取り決めに交わすなどの正式なかたちでの他研究所(本学以外のものも含む)との連携を行ってはいない。しかし、各研究班では、兼任研究員及び客員研究員として、他学部他学科、他大学の研究者を置き(大東文化大学法学研究所規程7条1項)、前述したように「学際的研究」を行っている。従って、今後とも「学際的研究」においては、兼任研究員または客員研究員を置くことで足り、正式なかたちでの他研究所との連携の必要性は乏しいと思われる。

## 4. 研究所の再編の必要性和可能性

研究所の再編を議論するに当たっては、法学研究所には「研修部会」を設けられていること

を十分考慮しなければならない。

#### 4-1. 「学際的研究」からみた研究所の再編の必要性

前述のように、現状でも「学際的研究」は十分可能であり、「学際的研究」からみた研究所再編の必要性は乏しいと思われる。

また、研究所を再編する目的のひとつとして、学際的研究の促進によって科学研究費の取得率を向上させるという趣旨の説明がなされたが、この趣旨からすれば、研究所の再編（統合？）は、二つの理由から、かえって望ましくないとも考えられる。

第一に、科学研究費の費目の一つである萌芽研究の場合、学際的研究の推進が企図されているために、研究分野の異なる研究者の共同研究が歓迎される傾向にある。したがって、応募に際して、研究課題を同一の研究組織の研究者で構成される共同研究とするよりも、研究者が複数の研究組織にまたがる形の共同研究とした方が、学際的研究としての印象を与えやすいと考えられる。

第二に、政府は、科学研究費等の研究資金の採択について、特定の研究者または研究グループに多額の研究費が集中しないよう、配分を規制する方針を採用している<sup>14</sup>。そのために、同一の研究組織から多くの研究課題を提出して応募した場合、自ずと応募者に重複が発生してしまい、政府の方針に抵触する事態も考えられる。また、同一の研究組織からの応募となることで、政府の方針への抵触を回避するために、研究課題が制約されてしまうおそれも生じる。逆に、現状のままで科学研究費の応募を促進する何らかの方策をとれば、研究者の重複も生じにくいし、複数の研究所からの応募となるため、相対的に多くの研究課題が採択される可能性が高まると考えられる。

#### 4-2. 「研修部会」からみた研究所の再編の必要性

本学の他の研究所には、法学研究所「研修部会」に相当する組織が設けられていない。従って、そもそも研究所の再編の必要性というより、再編の対象にできず、強いていえば事業の移管の問題になると思われる。

そして、「研修部会」の事業の移管は、結論として、弊害が極めて大きいと思われる。

まず、ロースクールの既修者コースへの進学、各種資格試験、公務員試験などをめざすためには憲法、民法、刑法、行政法などが必須科目となるが、特に民法は出題範囲も膨大であり、法律学科の学生でも全部を履修するには3年間で24単位が必要である<sup>15</sup>。また、法律学はいわば「積み上げ型」の学問であり、例えば、行政法を理解するためには憲法と民法の基礎知識を理解していることが前提となる。そして、各科目を十分に理解してから問題演習などで実践力を養うといった過程を経なければ、おのおのの試験に合格することは極めて困難である<sup>16</sup>。

これに対し、キャリアセンター（旧就職部を含む）で行われてきた「公務員講座」では、初

学者のうちからポイント解説と問題演習が中心であり、この講座を受講しただけで試験に合格するのは困難に思える。そもそも合格を目的とした講座運営がなされているのかも極めて疑わしい<sup>17</sup>。

次に、法学研究所「研修部会」の事業は、所長の委嘱を受けた研修部会長、板橋研修室長、東松山研修室長からなる研修部会が行っており（大東文化大学法学研究所規程12条、13条）、実施されている講座の内容も把握され、責任をもった運営がなされている。

これに対し、キャリアセンターでは「公務員講座」の内容は業者に任せられ、チェックがなされていないようであり、また法学研究所「研修部会」の公務員講座が公務員強化科目コースとして旧就職部に移管された後ただちに、法学研究所になんらの説明もなく、それが旧エクステンションセンターに再移管された<sup>18</sup>。このような経験にてらせば、講座などの運営の責任が不明確になる事態が極めて強く憂慮される場所である。

さらに、前述のように、法学研究所「研修部会」の受講者から3名の司法試験合格者を輩出しているほか、かつて設置されていた宅地建物取引主任者コースでは、例年10名程度の受講者のうち2～3名程度の合格者を得ており、受講生の合格率は高かったが<sup>19</sup>、宅地建物取引主任者コースが旧エクステンションセンターに移管された後は合格率が著しく低下したようである。直接の原因は不明であるが、移管前からの移管後まで講座を受け持った講師からは「移管後の講座の運営に問題があると感じるので、次年度から講師を辞退する」旨が法学研究所に伝えられた。

法学研究所「研修部会」の事業については、かねてより費用対効果・生産性を問う声もあったが<sup>20</sup>、キャリアセンター及び地域連携センターで実施されている講座について、その生産性が検証されておらず、また上記のような講座の内容の充実度ならびに運営体制の面から考えれば、「研修部会」の事業の移管の必要性はまったくなく、むしろ合格者数の低下という、さらなる弊害の発生が強く危惧される。

#### 4-3. 研究所の再編の可能性

前述のように、研究所の再編の必要性は乏しいが、もちろん不可能というわけではないと思われる。ただし、再編するとすれば、解決しなければならない問題が極めて多いことは間違いない。

### 5. 再編される研究所の組織とその活動のあり方

前述のように、研究所の再編の必要性が乏しいと考えているので、再編される研究所を想定した議論については、コメントを差し控えることにしたい。

- 1 駿河台時代には、本学卒業生ではないが、司法試験の合格者を多数輩出していた。
- 2 平成18年度までの現代人権研究班が発展的に改組されたものである。
- 3 平成18年度までの e-Learning 教材開発研究班が発展的に改組されたものである。
- 4 研究成果は、年度内に、大東法学または大東文化大学法学研究所報に発表予定である。
- 5 河野良継「消費者法制度の行方ー英国における消費者法制度改革を参考に」(大東文化大学法学研究所報第27号1頁)、葛西まゆこ「学生無年金障害者訴訟と憲法14条」(同9頁)。
- 6 第28回研究会では本学学部生4名が参加した。第20回研究会では、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科大学院生1名が参加した。
- 7 司会は木村晋介(弁護士)、講師は櫻井よし子(ジャーナリスト)、小森陽一(東京大学教授)、葛西まゆこ(本学法学部法律学科講師)で、本学板橋キャンパス多目的ホールで開催された(内容は、講師の事情で、大東文化大学法学研究所報別冊には未掲載)(敬称略)。
- 8 司会は木村晋介(弁護士)、講師は大仁田厚(参議院議員)、紺谷典子(国民新党副代表(当時))、松原孝明(本学法学部法律学科講師)で開催された(敬称略)。
- 9 シンポジウムの内容は、研究班の研究テーマとは必ずしも連動していない。身近な問題を扱うことで、学生や地域住民へ還元するという目的もあるからである。
- 10 いずれも現行の司法試験である(当時ロースクール修了者は存在していない)。
- 11 環境法は、新司法試験の選択科目論文式試験の出題科目ともなっている。
- 12 シンポジウムの内容は、大東文化大学法学研究所報別冊第12号(平成15年3月発行)で公刊した。
- 13 法学基礎教育研究班は、初学者向けの法学に関する教材の出版を検討している。
- 14 「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」(平成17年9月9日関係府省連絡会申し合わせ)
- 15 民法それ自体も「積み上げ型」の学問であり、初学者にとって勉強を進める順も悩ましい問題である。法律学科ではカリキュラム改革を行い、平成18年度入学者から、民法入門、民法総則 AB、債権法 A(1年次)、物権法、債権法 BCD(2年次)、担保法 AB、親族法、相続法(3年次)(いずれも2単位科目)とした。
- 16 そのため、法律学科では、3年次に法学特殊講義1 AB(各種資格試験型)及び法学特殊講義1 AB(公務員型)を設けて、問題演習とその解説を行っている。
- 17 法学研究所「研修部会」の公務員講座が公務員強化科目コースとして旧就職部に移管された際に、就職部からは「就職部の『公務員講座』は、志望者の拡大が第一的な目的であり、その内容は業者に任せている。」との説明を受けた。
- 18 「編集後記」(大東文化大学法学研究所報第25号(平成17年3月発行)28頁)。
- 19 データに不備のある年度もあるが、移管前10年間の宅地建物取引主任者コースの受講生は最大20名、合格者は最大5名の年度がある。
- 20 「編集後記」(大東文化大学法学研究所報第24号(平成16年3月発行)39頁)、同・前註(18)。